

3点セットを閲覧される皆様へ

民事執行法の改正により、入札の制度が変わりました。

★暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。

★暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

★入札時に、入札書毎に、下記の各書面の提出が必要になります。

入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

①（個人・法人を問わず）**暴力団員等に該当しない旨の陳述書**

及び

②（個人の場合）**住民票** （法人の場合）**資格証明書**

更に、宅地建物取引業者の方は、③**宅地建物取引業の免許証写し**

の提出も併せてお願いします。

（問い合わせ）

青森地方裁判所八戸支部執行官室（☎ 0178-22-4697）

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 11 月 13 日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 真 鍋 修

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 8 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 1 月 15 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 21 日 午前 10 時 00 分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 10 日 午後 1 時 10 分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 月 22 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 1 月 23 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書(ただし、入札期間終了前までに、裁判所口座に現実に入金されたものに限る)。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 11 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	5,395,000 4,316,000	一括	1,079,000	46,134	0
1	3,198,000				
2	8,000				
3	2,189,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 八戸市大字白銀町字栗沢道
 地 番 43番11
 地 目 宅地
 地 積 359.95平方メートル

- 2 所 在 八戸市大字白銀町字栗沢道
 地 番 43番16
 地 目 宅地
 地 積 0.96平方メートル

- 3 所 在 八戸市大字白銀町字栗沢道 43番地11
 家屋 番号 43番11
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 109.99平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 9月 1日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 五十嵐 水 緒

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

八戸圏域水道企業団が占有している。同企業団の占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 八戸市大字白銀町字栗沢道 |
| | 地 番 | 43番11 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 359.95平方メートル |
| 2 | 所 在 | 八戸市大字白銀町字栗沢道 |
| | 地 番 | 43番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 0.96平方メートル |
| 3 | 所 在 | 八戸市大字白銀町字栗沢道 43番地11 |
| | 家屋 番号 | 43番11 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 109.99平方メートル |



令和 7 年(ケ)第 14 号
令和 7 年 5 月 12 日受理
令和 7 年 6 月 30 日提出

現況調査報告書

青森地方裁判所八戸支部

執行官 今 雅 浩

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 八戸市大字白銀町字栗沢道 |
| | 地 番 | 43番11 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 359.95平方メートル |
| 2 | 所 在 | 八戸市大字白銀町字栗沢道 |
| | 地 番 | 43番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 0.96平方メートル |
| 3 | 所 在 | 八戸市大字白銀町字栗沢道 43番地11 |
| | 家屋 番号 | 43番11 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 109.99平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1、2	
現況地目	☒ 宅地(物件1、2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者 土地所有者が本土地上に下記建物を所有し、占有している(物件1) その他の者が消火栓を設置して、占有している(物件2) ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件 3	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件 2 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■八戸圏域水道企業団	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ■消火栓設置 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人 (■八戸地域広域市町村圏事務組合予防課 (消火栓管理者) ■B (所有者)) の陳述／の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		昭和61年 5月頃	
最初の契約等	契約日	昭和61年 5月頃	
	期間	昭和61年 5月頃から ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	平成24年 2月 2日から ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 物件1と2を一体利用している。
- 2 北東側の接面道路は市道で南東側(43-14、43-1)で接面する道路は八戸市管理道路である。
- 3 物件2は消火栓が設置されている。
- 4 物件1の南端に工作物が設置されている。
- 5 物件3は浴室のユニットバス部分が交換期にきており老朽化している。トイレのウォシュレットのリモコン部分が故障している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関 係 人 の 陳 述 等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ B (所有者)	(令和7年6月9日に聴取した) 1 私は本件所有者です。債務者Aは息子です。 2 物件3は家族で居住しています。物件1と2の境界で近隣とのトラブルはありません。第三者の占有はありません。 3 物件2には消火栓が設置してあります。物件3を新築した昭和60年のすぐ後くらいに無償で貸しています。 4 物件3は浴室のユニットバスが交換期に来ており、使用に支障があります。トイレのウォシュレットのリモコン部分が故障していますが、使用はできます。 5 物件3では10年位前に一度だけ犬を飼ったことがあります。 6 物件1の南東端に設置している工作物は私の所有です。
■八戸地域広域市町村圏 事務組合予防課	(令和7年6月27日に電話聴取した) 1 物件2に設置されている消火栓ですが、八戸市で設置して水道に関わる施設ということで、その後間もなく八戸圏域水道企業団に譲渡されています。防火防災に関わる消火栓なので、当方で維持管理はしています。 2 設置は昭和61年5月頃のようにです。防火防災に関わるものなので地代などはありません。無償です。おそらく契約書などは残っていないと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件目的物件の状況は、別紙土地建物位置関係図及び建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件目的物件の占有者及び占有状況は、現場の状況及び関係人からの聴取等から2～4枚目記載のとおり認定した。
- 3 物件1上の工作物（コンテナ）は単なる動産と認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 5月12日 (月) : - :	青森地方法務局八戸支局	土地建物全部事項証明書等交付申請
7年 5月14日 (水) : - :	青森地方法務局八戸支局	土地建物全部事項証明書等受領
7年 5月23日 (金) : - :	当庁	現況調査期日通知
7年 6月 9日 (月) 10:30-11:00	物件所在地	現場確認、写真撮影、間取り等調査、簡易計測、関係人から占有関係等聴取、評価人同行
7年 6月27日 (金) 13:10-13:20	八戸地域広域市町村圏事務組合予防課	担当者から占有関係等聴取(電話)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

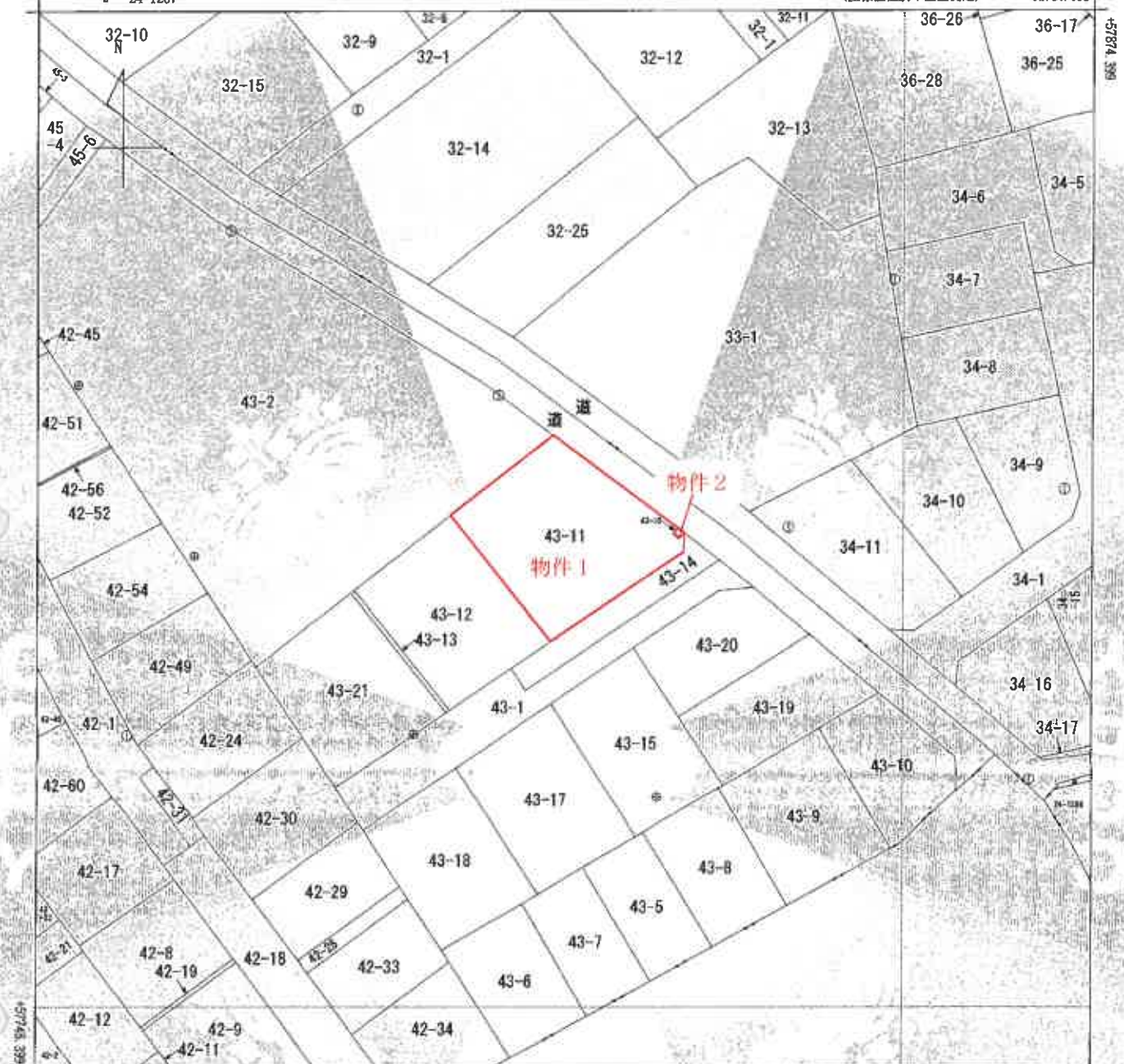
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A 3 を A 4 に縮小

1 36-27
2 24-1267

(座標値種別：図上測定)

+61724.082



+61599.082

(座標法類別：領土認定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ (tsuhokuntaiheiyousoku2011.par) による修正がされています。

地番区域見出

大平白銀町
平白銀道

A 大字白銀町
字位部長雄

請求部	所在	八戸市大字白銀町字栗沢道				地番	43番11	
出力 端尺	1/500	精度 区分	甲二 三	座標系 番号又は 記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	
作成 年月日	昭和61年9月				備考 年月日 (原因)	補記 事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である

令和7年5月14日

青森地方法務局八戸支局

登記官

請求番号：12-1

(1/1)

公用

これは図面に反映されている内容を証明した書類である。
 令和7年5月14日 青森地方検察局八戸支検

附記

各階平面圖

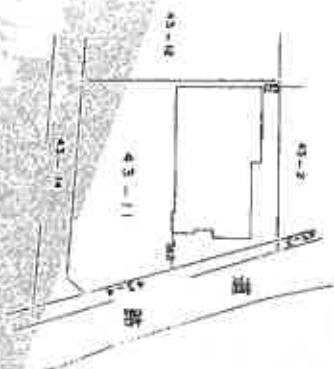
0334540



末續表

(a) 0.240	X	2.058	=	0.49232000
(d) 1.818	X	0.240	=	0.43632000
(c) 3.636	X	6.363	=	23.13568000
(b) 3.636	X	7.272	=	26.44082000
(a) 8.811	X	7.272	=	59.48223200
合計				108.88933500
床面積				109.99m ²

合 計	109.99933200
床面積	109.99m ²



建筑物平面图

英國華印

1-29

建物の所在

八戸市大字白根町字栗沢道 4.3-1.1

(附錄四)

李 建 康

1/250	縮尺
-------	----

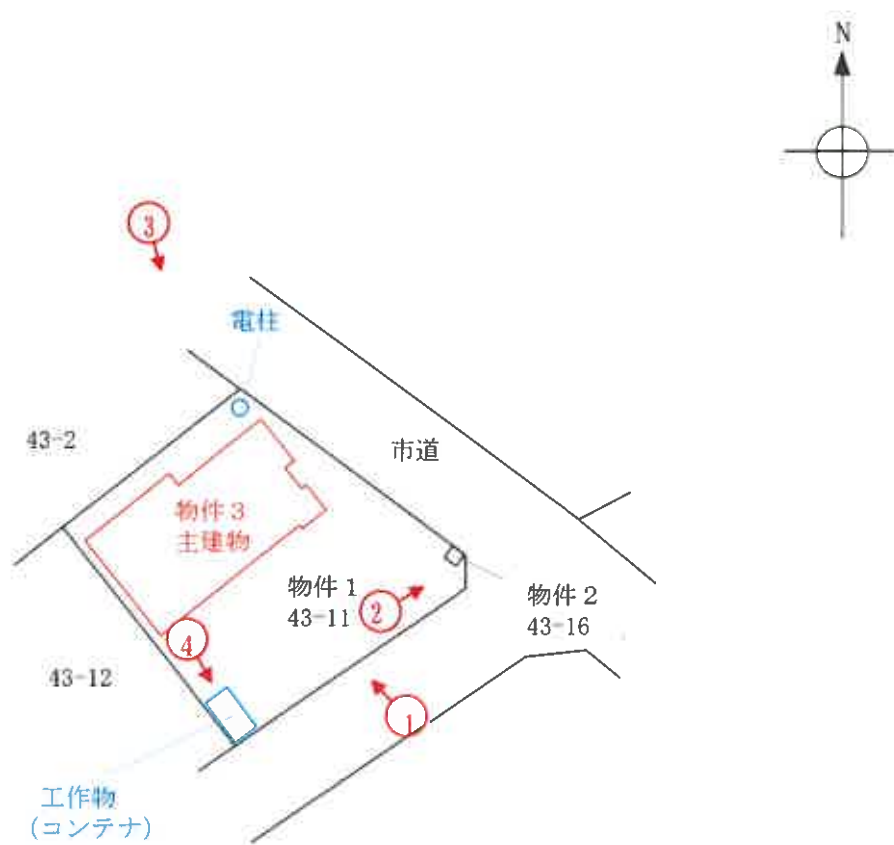
申請人

$$\frac{1}{500}$$

咫尺

(三) 謝永明

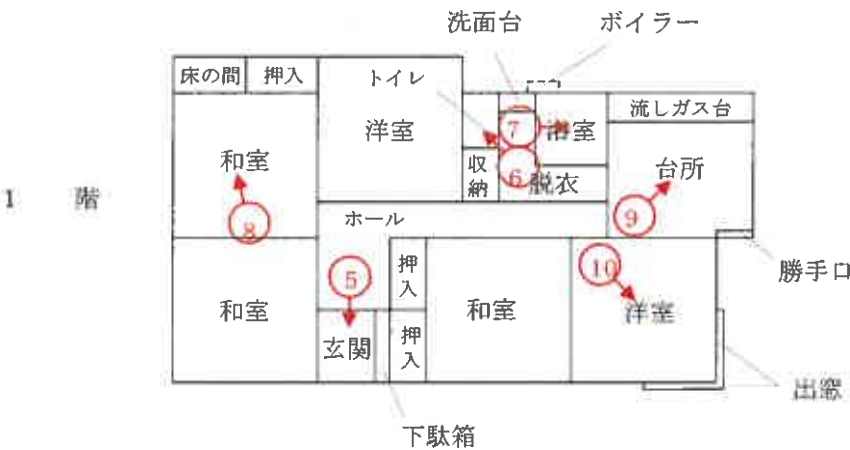
土地建物位置関係図



1
500

4 建 物 間 取 図

物件番号3 主建物



$$S = \frac{1}{182}$$

写真番号 1



本件目的物件の状況

写真番号 2

市道



物件 1

物件 2

消火栓

写真番号 3



写真番号 4



写真番号 5



物件3 玄関

写真番号 6



物件3 トイレ

写真番号 7



物件 3 風呂

写真番号 8



物件 3 和室

写真番号 9



物件 3 台所

写真番号 1 0



物件 3 洋室

副本

令和 7年（ ケ ）第 14 号
令和 7年 6月 9日 現地調査
令和 7年 7月 25日 評 価

青森地方裁判所 八戸支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

青田 淳一

第1 評価額

一 括 価 格	
金5, 395, 000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金3, 198, 000円
物件2(土地)	金8, 000円
物件3(建物)	金2, 189, 000円

- 1 一括価格は、物件1－3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の内訳価格は物件3の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 現地に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地番 地目 地積	八戸市大字白銀町字栗沢道 43番11 宅 地 359.95㎡	同 左 同 左 同 左 同 左
2	所在地番 地目 地積	八戸市大字白銀町字栗沢道 43番16 宅 地 0.96㎡	同 左 同 左 同 左 同 左
3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	八戸市大字白銀町字栗沢道 43番地11 43番11 居 宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 1階 109.99㎡	同 左 同 左 同 左 同 左 1階 同 左
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1・2)

位 置 ・ 交 通	JR八戸線白銀駅の東方・道路距離約1.9km (附属資料1位置図参照)	
付 近 の 状 況	物件1～3を含む地域は、八戸市中心市街地北東方の白銀地区に、一般住宅が建ち並ぶ中に空地が残る住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 指定 50% 指定 80% なし なし
画 地 条 件	北東側間口約21.5m・奥行約21m(最大)・地積360.91㎡の平坦な略台形地。 道路との高低差は、北東側及び南東側ともに等高。	
接面道路の状況	北東側6.5m、市道、舗装(有) 建築基準法上: 法第42条1項1号 南東側6m、八戸市管理道、舗装(有) 建築基準法上: 法第42条1項2号(開発道路)	

土地の 利用状況等	① 物件1 土地所有者が、物件3建物の敷地として占有している。 ② 物件2 八戸圏域水道企業団が、下記使用借権に基づき、消火栓を設置して占有している。 占有開始時期：昭和61年5月頃 期限：定めなし 北端に電柱が存在するほか、南端に動産である工作物(コンテナ)が存在する。
供給処理施設	上水道 あ り ※私有管に接続している。 ガス配管 な し 下水道 あ り
特 記 事 項	な し

2 建物の概況及び利用状況等(物件3)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 昭和60年6月14日新築 経過年数 40年 経済的残存耐用年数 2年
仕 様	構 造: 木造 屋 根: 亜鉛メッキ鋼板 外 壁: サイディング 内 壁: クロス貼り、京壁 天 井: クロス貼り、杉桤合板 床 : クッションフロア、畳 設 備: 電気、給排水、浴室(故障中)、給湯、衛生(本下水)、LPガス (設備の動作確認は行っていないので、正常に稼働するか否かは不明。) その他: な し
床面積(現況)	第3目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途 居 宅 間取り 附属資料4建物間取図参照
品 等	普 通
保守管理の状態	普通であるが、全体的に経年相応の劣化が生じている。
建物の利用状況	建物所有者が居宅として使用している。

特 記 事 項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1・2)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	22,300	1.03	359.95	(1-0.15)	7,028,000
2	22,300	1.03	0.96	(1-0.15)	19,000

〔総額につき千円未満の端数
金額は四捨五入、以下同〕

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 八戸(県) - 21

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$$21,300\text{円}/\text{㎡} \times \frac{99.1}{100} \times \frac{100}{104} \times \frac{100}{91} \approx 22,300\text{円}/\text{㎡}$$

◇時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正: 画地条件(方位)+4%

◇地域格差: 街路条件(系統連続性、幅員)-6%

交通接近条件±0%

環境条件(居住環境、画地配置)-3% (相乗積による)

イ 個別格差: 画地条件(規模、方位、角地)+3%

ウ 地積: 登記数量による

エ 建付減価: 建物と敷地との適応の状態等を考慮して建付減価を-15%と査定した。

② 建物価格(物件3)

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	150,000	109.99	0.04	660,000

ウ 現価率:

経過年数、経済的残存耐用年数、観察減価及び中古建物の市場性減価、残価率を下表のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を以下のとおり査定した。

番号	経過年数	経済的残存 耐用年数	観察減価及び中古 建物の市場性減価	残価率	現価率
3	40	2	0.50	0.03	0.04

※現価率＝{残価率 ÷ (1－残価率) × 経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数＋経済的残存耐用年数)} × (1－観察減価率)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。物件2土地上の消火栓の存在については減価がないものと判断した。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	7,028,000	1.00	0.35	法定地上権	2,460,000
2	19,000	1.00	0.35	法定地上権	7,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲： 物件1の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合： 土地利用権を法定地上権と判定し、法定地上権割合を本件建付地価格の35%と判断した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ ×オ
1	7,028,000	-2,460,000		(1-0.00)	(1-0.30)	3,198,000
2	19,000	-7,000		(1-0.00)	(1-0.30)	8,000
3	660,000	+2,467,000	(1-0.00)	(1-0.00)	(1-0.30)	2,189,000
一括価格 (合計)						5,395,000

ウ 占有減価修正: 減価なし

エ 市場性修正: 減価なし

オ 競売市場修正: 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査価格 八戸(県)ー21

所 在： 八戸市大字白銀町字雷48番6
 価 格： 21,300円/㎡
 位 置： J R八戸線鮫駅から道路距離約1.8kmに位置する。
 価 格 時 点： 令和6年7月1日
 地 積： 284㎡
 供給処理施設： 上水道、下水道
 接 面 街 路： 南側4m道路に接面
 用 途 指 定 等： 市街化区域、第1種低層住居専用地域
 (指定建ぺい率50%、指定容積率80%)
 地 域 の 概 要： 一般住宅の中に空地、畑地等が見られる新興住宅地域

第7 附属資料の表示

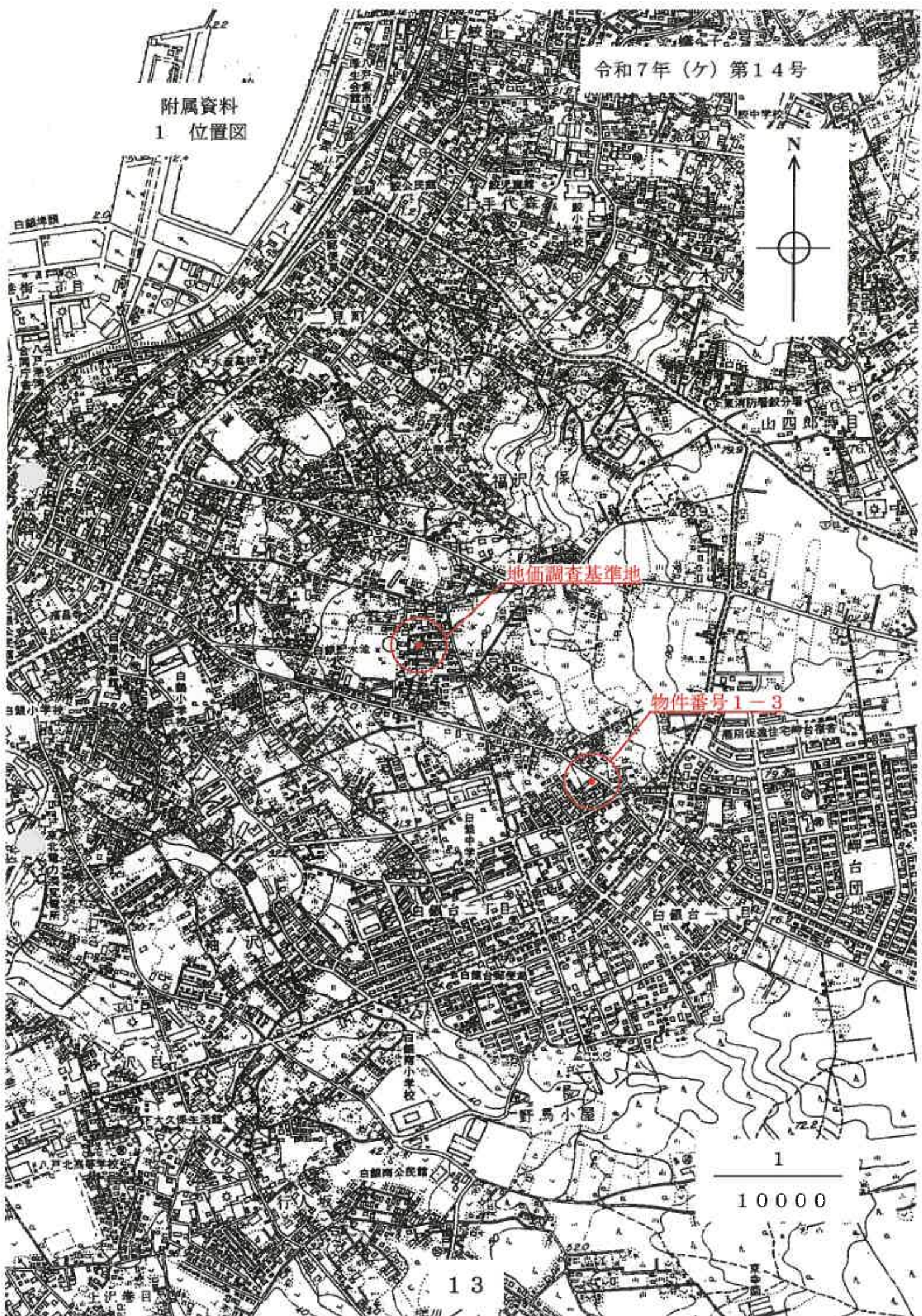
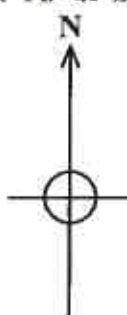
1	位置図(出所：八戸都市計画図)	・・・1葉
2	法第14条第1項地図写	・・・1葉
3	建物図面及び各階平面図写	・・・1葉
4	建物間取図	・・・1葉
5	建物配置図	・・・1葉

以 上



附属資料
1 位置図

令和7年(ケ)第14号

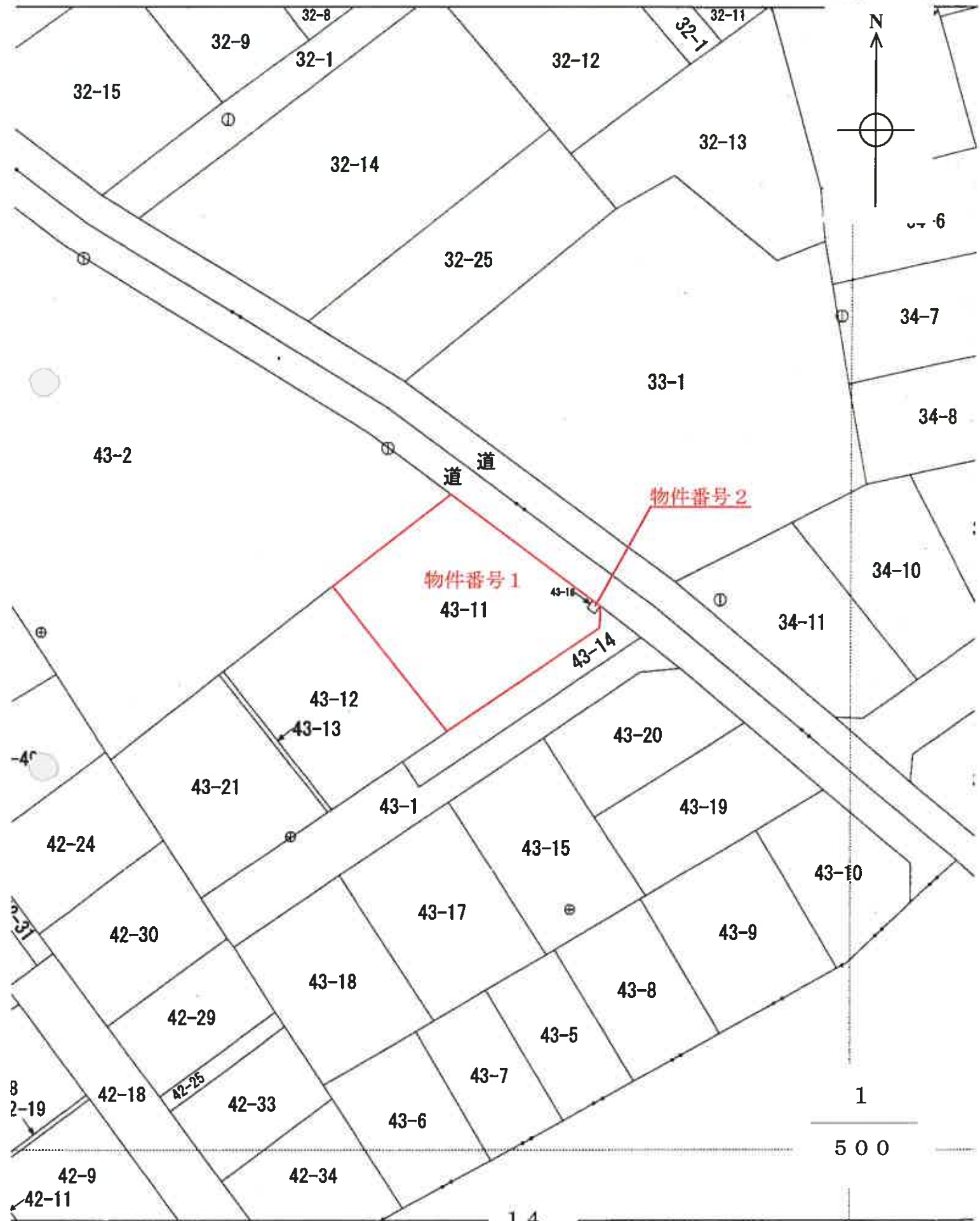


1
10000

附属資料

2 法第 1 4 条第 1 項地図写

(座標値種別：図上測定)



料資属附

3 建物図面及び各階平面図写真

圖面階各

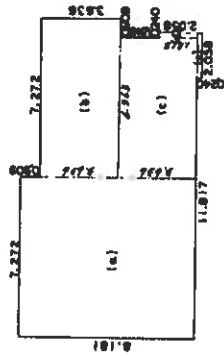
面圖
面圖
面圖
面圖
面圖

建各階平面圖

家 里 番 号 43-111

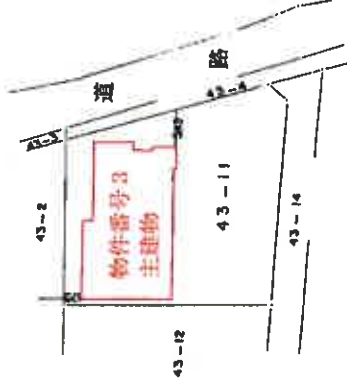
0334540

八戸市大字白銀町字栗沢道 43-11



求租表

(a)	8.181	X	7.272'	=	59.49232000
(b)	3.636	X	7.272'	=	26.44099200
(c)	3.636	X	6.363	=	23.13568000
(d)	1.818	X	0.240'	=	0.43632000
(e)	0.240	X	2.058	=	0.49392000
合 計					109.99932000
床面積					109.99m²



A3用紙をA4用紙に縮小しています

作製者

申請人

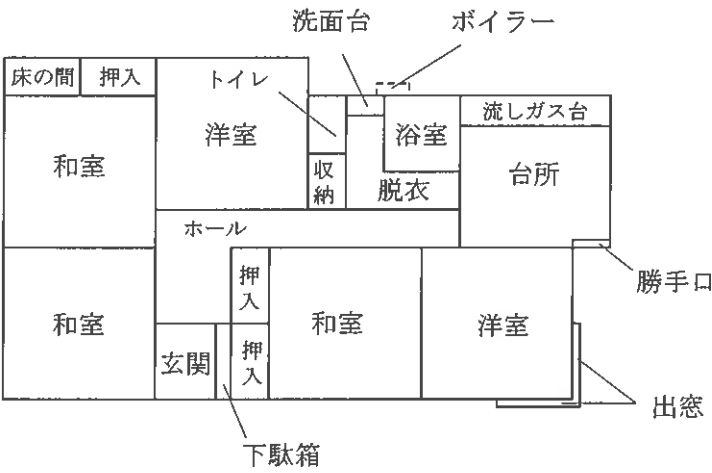
縮尺 $\frac{1}{250}$

縮尺 $\frac{1}{500}$

4 建 物 間 取 図

物件番号3 主建物

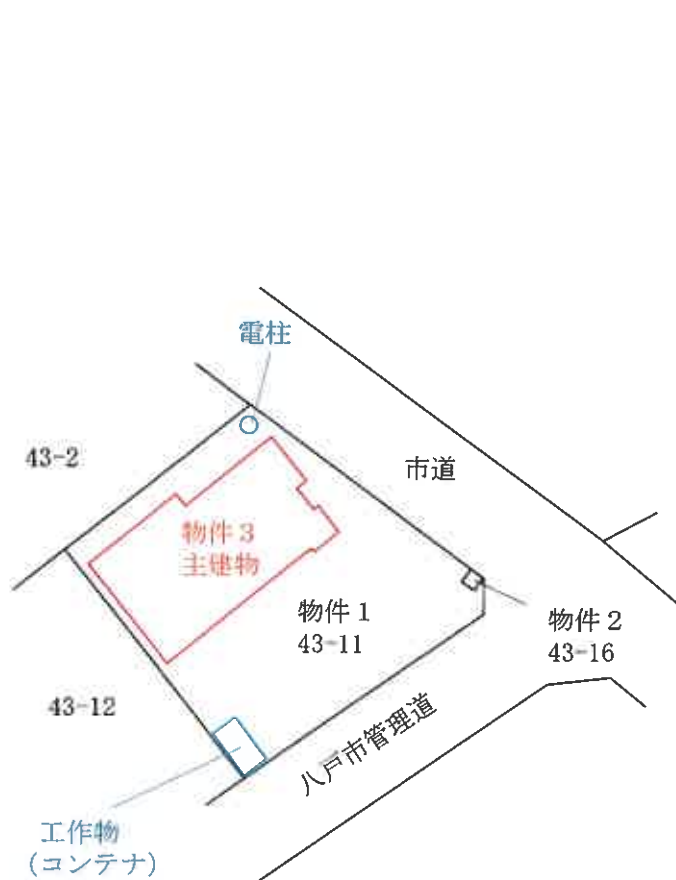
1 階



$$S = \frac{1}{182}$$

附属資料

5 建物配置図



1
500